

3 障害児入所支援について

障害児入所に関する請求及び支払いについて

1 措置費

(1) 措置費請求の際の提出書類

措置費の請求には「概算・精算払い」と「精算払い」の2種類があるため、それぞれ希望する支払い方法に応じて、以下の書類を提出すること。

①概算・精算払い

(ア) 請求書

(イ) 措置費概算内訳書

(ウ) 入退所状況報告書

(エ) 措置費精算内訳書

(オ) 措置費概算内訳書(写し)

(※既に概算払いを受けた時に県に提出したものを添付すること。)

(カ) 精算月における入所人員調査票

(キ) その他証明書(精算月における在学証明書, 給食費領収書, 見学旅行参加証明書等)

②精算払い

(ア) 請求書

(イ) 措置費精算内訳書

(ウ) 精算月における入所人員調査票

(エ) その他証明書(精算月における在学証明書, 給食費領収書, 見学旅行参加証明書等)

(2) 措置費請求の際の注意事項

以下の点に注意して、請求に関する書類を作成すること。

①入退所状況報告書

概算払いを希望する際に添付する入退所状況報告書については、概算払い希望月の初日の入所状況について記載すること。

(例)

10月分措置費の概算払いを希望する場合は、10月1日現在の入所児童について記載すること。

②入所人員調査票

入所人員調査票については、精算を行う月分の児童の入所状況を全て記載すること。

月途中で入所・退所になった児童についても同様に記載し、備考欄に入退所日等を記載すること。

※重度加算25%・重度加算30%・強度行動障害特別処遇加算・重度重複障害児加算・被虐待児受入加算を計上している児童については、その児童の「各種加算区分」に計上している加算名を明記すること(※重度加算については何%の加算か明記すること)。

③児童在学証明書

措置入所中の児童のうち、小学校・中学校・高等学校(特別支援学校高等部、高等学校)に通学中の児童がいる場合は、所属している学年(例:小学校1年)等が記載された児童在学証明書を精算時に添付すること。

なお、児童在学証明書は精算を行う月分の証明を学校より徴収すること。また証明日については、精算を行う月の翌月1日が望ましい。

(例 10月分の精算に小学校1年生の措置児童がいる場合)

11月に県障害福祉課へ提出する児童在学証明書については、以下の点に注意すること。

- ※1 10月に児童が当小学校へ在学していたことを証明してもらうこと。
- ※2 小学校1年生である旨の記載があること。
- ※3 証明日は11月1日が望ましい。

(但し、障害児入所施設や各学校の事務処理の都合上、県への請求行為に著しい遅延が発生するような場合は、この限りではない。)

- ※4 児童在学証明書については、精算を行う月ごとに提出すること。年度当初に1年間通年の証明を貰うことは認めない。

④その他(治療用装具・更正用装具について)

治療用装具・更正用装具については、治療用装具については措置費での支払いが可能。

一方、更正用装具については補装具支給制度に基づく支払い(市町村への申請)となり、措置費での支払いはできない。

治療用装具・更正用装具の作成の際には、申請窓口を含め、作成の必要性が分かった時点で県・市町村へ事前に相談を行うこと。

(3) 措置費の請求～支払いの月間予定

毎月1～10日	請求書提出	各施設→県障害福祉課
毎月1～15日	請求書処理	県障害福祉課処理
毎月月末(※)	措置費支払い日	県障害福祉課→各施設

※月末が土・日・祝日の場合は、支払日は直前の開庁日に設定する。

2 給付費

(1) 給付費請求の際の提出書類

①福祉型障害児入所施設

- (ア) 請求書
- (イ) 障害児通所給付費・入所給付費等明細書(以下、入所給付費等明細書という。)
- (ウ) 障害児入所支援提供実績記録票

②医療型障害児入所施設

- (ア) 請求書
- (イ) 入所給付費等明細書
- (ウ) 障害児入所支援提供実績記録票

(2) 給付費請求の際の注意事項

以下の点に注意して、請求に関する書類を作成すること。

① 加算の算定について

入所給付費等明細書に記載する加算について、請求時点で県障害福祉課に届け出ている内容と相違がないか確認を行うこと。

特に職員増加・減少により加算に変更があった場合等については、届出の状況を確認すると共に、入所給付費等明細書の単位欄の修正を行うこと。

(確認例)

- ・児童指導員加配加算の単位数は間違っていないか(理学療法士等配置の単位区分か、児童指導員等配置の単位区分か。)
- ・昨月県に届け出た看護職員配置の廃止が反映されているか(サービス内容から削除しているか)。

② 支援実績について

障害児入所支援提供実績記録票に記載している各障害児の支援実績が誤っていないか、明細書の利用日数欄と誤りがないかなど確認すること。

また食費・光熱水費の実費算定額及び給付費請求額にも誤りがないか確認を行うこと。

(3) 給付費の請求～支払いの月間予定

毎月1～15日	請求書提出	各施設→県障害福祉課
毎月1～20日	随時請求書処理	県障害福祉課処理
毎月月末(※)	給付費支払い日	県障害福祉課→各施設

※月末が土・日・祝日の場合は、支払日は直前の開庁日に設定する。

**障害児入所施設における指定基準について
(児童指導員及び保育士)**

1 福祉型障害児入所施設

(1) 人員基準(児童指導員及び保育士)

児童指導員及び保育士の人員基準については、以下の3つの配置基準を満たす必要がある。

【基準①:児童指導員及び保育士の合計数】

主として知的障害児を入所させる施設	おおむね障害児の数を4で除して得た数以上	30人以下の障害児を入所させる施設については、当該数に1を加えた数以上
主として盲児・ろうあ児を入所させる施設	おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数以上	35人以下の障害児を入所させる施設にあつては、当該数に1を加えて得た数以上
主として肢体不自由児を入所させる施設	おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上	

※1 小数点以下について

上記表に基づく計算を行った際に小数点以下が出た場合は、小数点以下は切り上げて合計数を算出すること。

<例:定員30人の福祉型障害児入所施設(知的障害児)>

$30人 \div 4 + 1 = 7.5 \div 8人$ (小数点以下切り上げ)

よって児童指導員・保育士併せて8人の配置が必要となる。

※2 「おおむね障害児」について

合計数算出の際の「おおむね」とは、以下のとおりである(厚生労働省回答)。

○指定を行う際の施設の人員基準として考える際は、入所定員で考える。

○日々の人員配置として考える際は、現に入所している障害児の数に応じて計算のうえ配置する。

【基準②:児童指導員の数】

児童指導員の資格要件を満たしているものを1人以上配置すること。

(※児童指導員の要件については後述)

【基準③:保育士の数】

保育士の資格を有しているものを1人以上配置すること。

2 医療型障害児入所施設

(1) 人員基準(児童指導員及び保育士)

児童指導員及び保育士の人員基準については、福祉型障害児入所施設と同様、以下の3つの配置基準を満たす必要がある。

【基準①:児童指導員及び保育士の合計数】

主として重症心身障害児を入所させる施設	配置不要(指定要件ではない。)
主として自閉症児を入所させる施設	おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
主として肢体不自由児を入所させる施設	おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上

※1 小数点以下について

「1 福祉型障害児入所施設」と同様。

※2 「おおむね障害児」について

「1 福祉型障害児入所施設」と同様。

【基準②:児童指導員の数】

児童指導員の資格要件を満たしているものを1人以上配置すること。
(※児童指導員の要件については後述)

【基準③:保育士の数】

保育士の資格を有しているものを1人以上配置すること。

3 指定基準上の児童指導員及び保育士の配置について

児童指導員及び保育士の指定基準上の配置については、常勤換算ではなく、職員数が「合計数・児童指導員1人以上・保育士1人以上」の3要件を満たしていればよい。

4 加算計上の際の児童指導員及び保育士の配置について

児童指導員等加配加算(福祉型障害児入所施設)や保育職員加配加算(医療型障害児入所施設)等の加算を認定する際は、上記「3」と異なり、常勤換算で考えることとなる。

5 児童指導員の資格要件

(1) 資格要件

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

（児童指導員の資格）

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く、次号において同じ）で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

※ 下線部については、平成31年4月1日から施行

- 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

【児童福祉事業】

児童福祉事業の明確な定義はなく、児童の福祉に関する事業であれば幅広く認める取扱いとしている。

（児童福祉事業として認めているもの）

- 1 社会福祉法の社会福祉事業中
 - ア 児童福祉法に係る事業
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の「幼保連携型認定こども園」
- 2 児童福祉法に基づく各種事業
- 3 改正前の障害者自立支援法の児童デイサービスの事業
- 4 自立支援法施行前の支援費制度下の児童へのサービスの事業
- 5 児童福祉法の認可外保育施設

九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

※ 下線部については、平成31年4月1日から施行

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

(2) 資格要件に関する注意事項

① 要件に当てはまらない指導員(支援員)

児童指導員の資格要件に当てはまらないが、児童指導員と同様の職務に従事している職員については、指導員または支援員という取扱いになる(呼称は各施設の規定に基づく。)

このような職員については、当然児童指導員という職名で従事することは認められないため、届出書類(体制加算別紙2(勤務体制)等)及び雇用関係書類には児童指導員という職名を記載しないこと。

② 児童指導員に関する届出を行う際の必要書類

第43条1号・4号・5号・6号・7号の要件に該当する場合	①要件に該当する学歴等が確認できる書類 (※卒業証明書及び専修した科目が確認できる単位取得証明書等の写し)
第43条2号・3号・9号の要件に該当する場合	①資格証
第43条8号の要件に該当する場合	①要件に該当する学歴が確認できる書類 (※卒業証明書等が原則、但し証明を取得することが困難な場合は履歴書等の写しを添付) ②実務経験証明書

※上記以外にも、必要に応じて、その他確認書類の提出を求める場合がある。

③ 教諭の免許要件について

別紙「障害保健福祉関係自治体ヘルプデスク質問票」のとおり

6 その他(児童発達支援管理責任者と児童指導員等の兼務)

(1) 福祉型障害児入所施設

解釈通知に記載のとおり、児童発達支援管理責任者は原則として専従でなければならない。

但し、指定基準上必要である児童指導員等を超えて配置している場合であり、児童発達支援管理責任者の業務に支障がない場合は兼務可能である。

(2) 医療型障害児入所施設

基準省令第52条第3項及び解釈通知に記載のとおり原則は専従。

但し、直接処遇従事者(看護師や児童指導員、保育士等)以外のもの(児童発達支援管理責任者等)は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

(別紙) 障害保健福祉関係自治体ヘルプデスク質問票

		質問日	H31	年	2	月	25	日
自治体名	鹿児島県	部署名	くらし保健福祉部障害福祉課					
担当者名	施設支援係	電話番号	099	-	286	-	2749	
		FAX番号	099	-	286	-	5558	
メールアドレス	s-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp							
質問内容	(項目) 児童指導員の任用資格について							
	(要旨) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第9項において、「学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの」と規定されているが、条文中の教諭は、助教諭を含むか。							
	(参考) 当該職員は、小学校の教諭免許状は所有しているが、更新手続きを行っていない。ただし、現在、助教諭として臨時免許状の資格を有している。(有効期間内)							

- (注) 1 質問は。
 2 色付きセル欄のみ記入してください。
 3 回答までに2週間程度要する場合がございます。

(厚生労働省：回答控え)

確認欄	到達日	年	月	日	配付日	年	月	日
	回答期限	年	月	日	回答日	31	年	2月25日
	回答方法	電話・メール・FAX・その他()						
	回答内容	<p>文部科学省に確認したところ、教諭に助教諭は含まれない。</p> <p>ただし、平成30年2月16日公布の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成31年4月1日施行)において、教諭となる資格を有する者→教諭の免許状を有する者と改正されたことから、免許状の更新を過ぎていても所有していれば教諭の免許状を有する者となり、児童指導員として従事することができる。</p>						
担当課室	(回答者) 厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課 03-5253-111 (内線: 4880)							

(注) 回答日、回答方法(電話・メール・FAX等)について、企画課自治体支援係まで報告してください。

食事の提供に要する費用及び光熱水費について (福祉型障害児入所施設)

1 補足給付費(特定入所障害児食費等給付費)

福祉型障害児入所施設においては、施設入所者の保護者の所得に応じて、施設入所にかかる食費・光熱水費の実費負担を軽減する。
認定にあたっては、県(地域振興局・支庁等)が認定を行う。

【補足給付額の主な例】

生活保護世帯 低所得世帯 一般1世帯	(18歳未満)	(18歳～20歳未満)
	①補足給付月額 →53,000円 ②補足給付日額 (①÷30.4日) →1,744円	③補足給付月額 →44,000円 ④補足給付日額 (③÷30.4) →1,448円

2 福祉型障害児施設における食費・光熱水費の設定

基準省令第17条第3項1号において、福祉型障害児入所施設が支払いを受けることが可能なものについて、以下のように定められている。

食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(中略)に規定する食費等の基準額(中略)を限度とする。



食費等の基準額は、厚生労働省告示第560号において「54,000円(※)」と定められている。

※54,000円については、30.4日換算のため、31日の場合は55,065円、30日の場合は53,290円となる。



注意事項

以上のことから、福祉型障害児入所施設においては、食費(朝食・昼食・夕食)及び光熱水費の1ヶ月の利用料が基準額を超えることがないように注意すること。

小規模グループケア加算について

1 小規模グループケア加算とは

障害児に対して、小規模なグループによるケア（できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケア）を行った場合、障害児1人につき240単位/日を加算する。

2 算定要件

厚生労働大臣が定める施設基準（※）に適合するものとして都道府県知事に届け出た福祉型障害児入所施設が算定対象。

※厚生労働大臣が定める施設基準（一部要約）

- (1) 指定入所基準第4条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1以上配置すること
- (2) 小規模グループケアの各単位において、居室・居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所・浴室・便所等を有していること。（但し、浴室については一部例外あり。）
- (3) 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で障害の特性に応じた適切な援助等を行う。
- (4) 加算対象の障害児の居室は、1人当たり4.95㎡以上
- (5) 小規模グループケアの単位は4～8人までとする。（但し、一部例外あり。）
- (6) 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、支援を適切に行うこと。

3 留意事項

小規模グループケアについては、より過程に近い生活環境においてきめ細かなケアができることから、厚生労働省は今後とも推進していくこととしている。

については、上記要件を満たした上で小規模グループケアによるきめ細やかな支援の実施を今後検討していただきたい。